

1. 道路特定事業計画と都市公園特定事業計画
作成趣旨と基本方針

(1) 道路特定事業計画と都市公園特定事業計画の作成趣旨

本市では、平成14年度(2002年度)に、交通バリアフリー法 ※1 に基づく「姫路市交通バリアフリー基本構想」(以下「旧基本構想」という。)を策定し、平成22年度(2010年度)末を整備目標年次として、「JR姫路駅・山陽姫路駅及びその周辺」、「JR英賀保駅及びその周辺」、「JR網干駅及びその周辺」の3地区を重点整備地区に設定し、バリアフリー化を推進してきました。

また、平成18年(2006年)12月には、ハートビル法 ※2 と交通バリアフリー法を統合・拡充させた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行され、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために利用者や整備の対象範囲が拡大され、より一層バリアフリー化を進展させる法整理がなされ、平成22年度(2010年度)末で旧バリアフリー基本構想の計画年次が終了を迎えるに伴い、これまでの3つの重点整備地区を一層充実させることに加え、新たに山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区を追加したバリアフリー新法に基づく「姫路市バリアフリー基本構想」を平成23年(2011年)3月に策定しました。

その後、平成30年(2018年)及び令和2年(2020年)にバリアフリー新法が改正されるとともに、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も改正されたことを受け、更なるバリアフリー化を進展させるため、「JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区」を拡大するとともに、これまでの4つの重点整備地区から新たに山陽電鉄夢前川駅周辺地区を追加し、「姫路市バリアフリー基本構想」を令和4年(2022年)3月に改定しました。

さらに、鉄道駅のバリアフリー面の課題が多く、市民からのバリアフリー化の要望が根強い山陽電鉄西飾磨駅地区を重点整備地区に追加し、加えて各重点地区の整備状況の更新を行う改定を令和7年(2025年)3月に実施しました。

この「姫路市バリアフリー道路特定事業計画および都市公園特定事業計画」は、令和4年3月に改定した姫路市バリアフリー基本構想を踏まえ、バリアフリー新法第31条及び第34条に基づき、道路管理者が実施する道路等のバリアフリー化事業(道路特定事業)と公園管理者が実施する都市公園のバリアフリー化事業(都市公園特定事業)を兵庫県と姫路市が共同で作成したものです。

今後は、この特定事業計画に基づき、重点整備地区内の道路・都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に進めていきます。

(2) 整備目標年次

整備目標時期は、令和11年度(2029年度)を基本としますが、新基本構想の短期(令和7年度～令和11年度)と、長期(令和12年度以降)で特定事業計画の期間を分け、特に本誌では短期部分を詳細にまとめています。

(3) 整備の基本方針

本事業計画に基づくバリアフリー化事業の実施にあたっては、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」および「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」(以下「基準」という。)等に基づくとともに、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に沿った整備を図ります。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、可能な限り基準等に沿った整備を図るものとします。

(4) 道路・都市公園特定事業計画の作成にあたっての留意点

改定した基本構想に定められた重点整備地区6地区の生活関連経路※3、生活関連施設※4となる都市公園について、各路線・各都市公園ごとにバリアフリー化事業の計画を記載しています。既に、基準等に沿って整備済の場合や整備目標年次以降に整備予定の事業（一部を除く）については、この計画に定めていません。

なお、本事業計画は、現地点での整備事業計画を定めたものであり、今後の各事業の進捗状況や社会情勢の変化等により変更する場合があります。

- ※1 交通バリアフリー法：平成12年（2000年）11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」のことをいう。
- ※2 ハートビル法：平成6年（1994年）9月に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」をいう。
- ※3 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路をいう。
- ※4 生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいい、さらに、その施設の利用状況等の地域の実情を勘案して選定された施設をいう。